

医師意見書についてのお願い

下記の病気にかかった場合出席停止になります。

必ず専門医の診断を受け、『医師意見書』をもらって登園してください。

★医師が意見書を記入することが考えられる感染症

※保育所における感染症対策ガイドライン 2018 年改訂版（2023 年 5 月一部改訂）より

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日を経過していること（乳幼児にあっては、3 日経過していること）
百日ぜき	特有のせきが消失するまで。または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後 3 日を経過していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、鶴下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから。
風しん	発疹が消失してから。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになってから。
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失後、2 日経過してから。
結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで。
腸管出血性大腸菌感染症（0-157、026、0111 等）	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はない、また、5 歳未満の子どもについては 2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること

★上記以外にもいろいろな伝染性の病気がありますので、医療機関では必ず
保育園に通っていることを医師に伝えてください。

医師意見書（医師記入）

入所児童氏名 _____

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

<病名>（該当疾患に□をつけてください）

インフルエンザ	※	水痘（水ぼうそう）
百日ぜき		咽頭結膜熱（プール熱）※
麻しん（はしか）	※	結核
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		腸管出血性大腸菌感染症（0-157、026、0111 等）
流行性角結膜炎		急性出血性結膜炎
風しん		侵襲性髄膜炎菌感染症
新型コロナウイルス感染症	※	

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することができます。

年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

担当医 様

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上の感染症について医師意見書の記入をお願いします。

保護者の皆様

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、担当医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「医師意見書」を保育園に提出して下さい。